**原村（総務課）プレスリリース**

令和２年３月25日

原村新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスへの対応状況について

　本日、次の事項について決定しましたので、お知らせいたします。

１ 村主催のイベント及び行事の開催については、長野県の開催基準（３月１２日

現在）に準じて判断（適用期間４月５日まで延長）

４月６日以後は、長野県の開催基準（３月２３日現在）に準じて判断 【新規】

２　発熱（37.5度以上）、咳等の風邪症状がある場合、村施設の利用禁止とし、各施

　　設に掲示　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【新規】

３　原小学校入学式は、来賓なし、児童は入学生・５年生・６年生のみ参加とし、保護者の参加制限はなしとする　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【新規】

４　 原中学校入学式は、来賓なし、生徒は入学生のみ参加とし、保護者の参加制限はなしとする　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【新規】

５　 原村診療所の受診受付方法を４月1日から慢性疾患の方の電話による診察は終了とし、発熱や咳等の症状のある方は引き続き受診前に電話連絡してもらう

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【新規】

６ 情報の収集　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　【継続】

７ 感染症予防方法について有線放送、ホームページで住民周知　　　　 　 【継続】

８ 各課(施設)にマスクを配布し、窓口対応職員を中心に「マスク着用」の推奨及び庁舎、施設入口にマスク着用に関する表示　　　　　　　　　　　 　 【継続】

９ 庁舎、施設入口にアルコール消毒液の設置及び協力呼びかけの表示　 【継続】

10 庁舎、施設のマスク及び消毒液の確認と必要量の確保　　 　　　　　 【継続】

|  |
| --- |
| 総務課総務係（課長）伊藤弘文（担当）秋山雄飛電　話　0266‐79‐2111（内線231）ﾌｧｸｼﾐﾘ　0266‐79‐5504e-mail　somu@vill.hara.lg.jp |